

シャホサク



増額を続ける社会保険料の現状

厚生年金の保険料は、平成16年から毎年0.354%ずつ増え続け、現在は**18.3%**になります。

これに**11.65%**の健康保険料を加えると、**給料の30%以上**が社会保険料として徴収されており、経営者様の大きな負担となっております。

また、2020年9月に厚生年金の等級が追加され、社会保険料の負担は**無視できない経営課題**となっております。

消費税などの引き上げがあった際は騒がれておりますが、社会保険料の場合少しずつ上げていっているため、ほとんど騒がれていなく、「**隠れ増税**」といった呼ばれ方をすることもあります。

社会保険料推移

	健康保険料(%)	厚生年金保険料(%)
平成16年 (2004年)	9.09	13.93
平成17年 (2005年)	9.31	14.28
平成18年 (2006年)	9.45	14.64
平成19年 (2007年)	9.43	14.99
平成20年 (2008年)	9.33	15.35
平成21年 (2009年)	9.39	15.70
平成22年 (2010年)	10.84	16.05
平成23年 (2011年)	11.01	16.41
平成24年 (2012年)	11.11	16.76
平成25年 (2013年)	11.64	17.12
平成26年 (2014年)	11.78	17.47
平成27年 (2015年)	11.62	17.82
平成28年 (2016年)	11.65	18.30
平成29年 (2017年)	11.65	18.30
平成30年 (2018年)	11.57	18.30
令和元年 (2019年)	11.73	18.30
令和2年 (2020年)	11.79	18.30
令和3年 (2021年)	11.80	18.30

シャホサクについて

シャホサクは国内No.1の社会保険料適正化サービスです。

社会保険料に関する経営者様のお悩みを解決するために社会保険料の削減を提案しており、月間100社以上の企業に導入頂いております。

シャホサクは、年収を変えずに社会保険料を削減することができる＝会社負担額が減り、手取りが増える新しいサービスです。

社会保険料だけではなく、税金や年金も考慮したうえでプランを作成しますので、様々なリスクを取り除いた上で導入することが可能です。



社会保険料適正化のメリット



本人負担の社会保険料が
50%前後下がり、
手取りが増える



会社負担の社会保険料が
50%前後下がり、
会社の利益が向上する



在職老齢年金による
厚生年金の支給停止分が
ほぼ全額支給される

といった、非常に大きな効果が生まれます。
通常、このような効果を得るためには年収の変更を行わなければなりませんが、
シャホサクの場合、**年収を変えずに効果を得ることが可能**です。



退職金リスクの対策

社会保険適正化をした場合、一般的な退職金規定では損金に算入出来る金額が少なくなってしまう。

そこでシャホサクは「退職金規定コンサルティング」もセットでご提案します。

対策



一般的な退職金規定

退職時最終報酬月額 × 役員在任年数 × 功績倍率

適正化導入で月収が少ない場合、退職金が計算算入できる額が大幅に減少してしまいます。



退職金規定例

退職時1年あたりの平均額 × 役員在任年数 × 功績倍率

報酬に合った退職金規定を導入することにより、適正な退職金を支給することができます。

解説

貴社専用の退職金規定を作成し運用頂けます。

通常20万円の退職金規定コンサルティングを成功報酬のコンサル費用のみで提供中です。

シャホサクを利用することにより、全てのリスクを取り除き社会保険料適正化を導入することができます。

支給停止されている年金復活

年金世代の方は年金を復活させよう！

働きながら貰うことの出来る年金を、在職老齢年金と言います。

しかし、収入が一定以上ある方に関しては、
在職老齢年金が全額支給停止になっている可能性があります。

支給停止されている在職老齢年金は繰り越されることがないため、
その時に貰えなかった年金は今後支給されることはありません。

社会保険料を削減するにあたって総報酬月額相当額(老齢年金を計算する上での報酬の月額)を大幅に下げることにより、支給停止されていた年金がほぼ満額受給できるようになります。



エストックが行うこと



削減プランの作成

お客様に合わせて複数のシミュレーションをし、最適なプランを提出いたします。

所得税や住民税はもちろん、お住まい、扶養、控除額等、全て考慮して1円単位まで計算します。

リスクなく社会保険料を削減することができます。



各書類の作成 およびサポート

シャホコンを導入をすると、『事前確定届出給与』や『株主総会議事録』など様々な書類が必要になります。

弊社では、**必要書類の作成サポート**を行いますので、導入にかかるお客様の業務負担を大幅に減らすことが可能です。



スケジュール作成

導入にあたり、様々なポイントで期日が設けられています。

期日を過ぎてしまうと役員報酬が損金に算入出来なくなる可能性があります。

お客様に合わせたスケジュール作成を行いますので、導入する際にスケジュール管理に困ることはありません。



役員退職金規定 コンサルティング

一般的に役員の退職金は月額の報酬額をベースに作られています。

社会保険料適正化後、退職金の対策を行わないと将来貰える退職金額が損金に算入されない可能性があるため、導入に対応した**役員退職金規定を作成**します。

この度は資料請求いただき 誠に有難う御座いました

担当より御社に合わせた削減プランをご提案させていただいております
1度、お時間をいただければ幸いですので宜しくお願い致します



TEL.0120-830-046 FAX.079-283-0046

(平日：10:00～18:00)

✉ info@stoc.co.jp